

総務文教常任委員会審査日程

日 時 令和8年5月19日（火）

午前10時から

場 所 第1委員会室

～審査内容～

- 1 承認第2号 山陽小野田市税条例の一部改正に関する専決処分について
(税務)
- 2 承認第3号 山陽小野田市都市計画税条例の一部改正に関する専決処分について
(税務)
- 3 その他

承認第2号 山陽小野田市税条例の一部改正に関する専決処分について

承認第3号 山陽小野田市都市計画税条例の一部改正に関する専決処分について

1 専決処分日 令和8年3月31日

2 専決処分した理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）が令和8年3月31日に公布され、一部の規定を除き令和8年4月1日から施行されたため所要の改正を行ったもの。

3 専決処分した主な内容

(1) 山陽小野田市税条例の一部を改正する条例

ア 市民税関係

- ・肉用牛の売却による事業所得に係る課税特例の適用期限延長

【附則第8条】

令和9年度まで→令和12年度まで

- ・優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税特例の適用期限延長【附則第17条の2】

令和8年度まで→令和11年度まで

イ 軽自動車税関係

- ・軽自動車税（環境性能割）廃止に伴う関係条文の削除【第81条の2等】

- ・軽自動車税（環境性能割）廃止に伴い、「軽自動車税（種別割）」の名称を「軽自動車税」に改める。【第18条の3等】

- ・グリーン化特例の期限延長【附則第16条】

環境性能等の優れた自動車の税率を取得の翌年度限り軽減する制度を2年間延長（令和7年度取得分→令和9年度取得分）

ウ 固定資産税関係

- ・ **バリアフリー改修が行われた建築物に係る特例措置の拡充・延長**

【附則第10条の3第16項】

特例措置の対象となる建築物を劇場・音楽堂等に加え、博物館・美術館、映画館等の文化施設を含む特別特定建築物に拡大するとともに特例措置を3年間（令和8年4月1日～令和11年3月31日）延長

- ・ **令和6年能登半島地震に係る特例措置を創設【附則第10条の5】**

現行の災害対応のための常設措置である住宅用地特例の継続適用の適用期限終了後も被災者支援を継続するため、同一内容の特例を令和9年度までの2年度分創設

エ その他

- ・ **地方税法・同法施行令の改正に伴う条ずれ・項ずれの反映等**

【附則第10条の2等】

(2) 山陽小野田市都市計画税条例の一部を改正する条例

- ・ **バリアフリー改修が行われた建築物に係る特例措置の拡充・延長**

【附則第7項】

特例措置の対象となる建築物を劇場・音楽堂等に加え、博物館・美術館、映画館等の文化施設を含む特別特定建築物に拡大するとともに特例措置を3年間（令和8年4月1日～令和11年3月31日）延長

- ・ **地方税法の改正に伴う項ずれの反映【附則第2項等】**